

沿岸広域振興局長告示第20号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和元年10月25日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

1（1）名称 長岩鉱山特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市内の国道107号と一般県道上有住日頃市線との交点を起点とし、起点から国道107号を南東に進み市道坂本沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み作業道上坂本沢線との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み大船渡市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み住田町民有林21林班1小班と住田町民有林21林班3小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み住田町民有林21林班4小班と住田町民有林21林班11小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み住田町民有林21林班4小班と住田町民有林21林班5小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み住田町民有林21林班4小班と住田町民有林21林班6小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み住田町民有林21林班6小班と住田町民有林21林班7小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み大船渡市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南東に進み大船渡市民有林71林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み大船渡市民有林72林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道石橋1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道上有住日頃市線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

2（1）名称 大船渡綾里電話ケーブル特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市三陸町綾里地内の電話ケーブル大船渡綾里線62号柱から綾里電話交換所までのケーブル線の両側50メートルの区域

（3）存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

3（1）名称 越喜来吉浜電話ケーブル特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市三陸町吉浜地内の電話ケーブル越喜来吉浜線1号柱から吉浜電話交換所までのケーブル線の両側50メートルの区域

（3）存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

4（1）名称 大船渡住田電話ケーブル特定猟具使用禁止区域

（2）区域 気仙郡住田町地内の電話ケーブル大船渡住田線と気仙郡住田町と大船渡市の境界との交点から気仙郡住田町地内の電話ケーブル大船渡住田線198号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

（3）存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

5（1）名称 釜石市鶴住居特定猟具使用禁止区域

（2）区域 釜石市内の国道45号と市道安ヶ洞線との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み根浜海岸の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み市道鶴住居2号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み更に南西に進み市道鶴住居線と釜石市民有林269林班5小班との交点に至り、同点から小班界沿いに南西に進み市道鶴住居線と釜石市民有林269林班11小班との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道安ヶ洞線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 宮古市中川井特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 宮古市川井地内の国道106号と市道川井テレビ中継所線から国道106号へ通じる私道との交点を起点とし、起点から国道106号を南西に進み宮古市川井第1地割110番地4付近を通る沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み市道川井テレビ中継所線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道106号へ通じる私道との交点に至り、同点から同私道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 田野畑村長嶺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の田野畑村村営長嶺牧野の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 田野畑村浜岩泉特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の国道45号と村道大芦切牛線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み主要地方道岩泉平井賀普代線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み農道浜岩泉線との交点に至り、同点から同農道を北に進み村道松前沢線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み村道浜岩泉北線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東へ進み村道島越浜岩泉線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道浜岩泉大芦線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道島の沢浜岩泉線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道大芦切牛線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器